

令和7年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和7年9月9日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |                                      |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第 2 |        | 会期の決定                                |
| 第 3 |        | 諸般の報告                                |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）                         |
| 第 5 | 同意第 4号 | 新冠町教育委員会教育長の任命について                   |
| 第 6 | 同意第 5号 | 新冠町教育委員会委員の任命について                    |
| 第 7 | 報告第 5号 | 例月出納検査等の結果報告について                     |
| 第 8 | 報告第 6号 | 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について  |
| 第 9 | 報告第 7号 | 専決処分について（損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について）     |
| 第10 | 報告第 8号 | 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について             |
| 第11 | 認定第 1号 | 令和6年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第12 | 認定第 2号 | 令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第13 | 認定第 3号 | 令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第14 | 認定第 4号 | 令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第15 | 認定第 5号 | 令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第16 | 認定第 6号 | 令和6年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について         |
| 第17 | 認定第 7号 | 令和6年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について          |
| 第18 | 会議案第9号 | 特別委員会の設置について（令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第19 | 議案第44号 | 指定管理者の指定について（にいかっぷホロシリ乗馬クラブ）                      |
| 第20 | 議案第45号 | 指定管理者の指定について（道の駅「サラブレッドロード新冠」）                    |
| 第21 | 議案第46号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 第22 | 議案第47号 | 新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 第23 | 議案第48号 | 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                      |
| 第24 | 議案第49号 | 新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第25 | 議案第50号 | 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 第26 | 議案第51号 | 日高中部衛生施設組合理約の一部を改正する規約について                        |
| 第27 | 議案第52号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について                             |
| 第28 | 議案第53号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について                           |
| 第29 | 議案第54号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について                       |
| 第30 | 議案第55号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算                                  |
| 第31 | 議案第56号 | 令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算                           |
- 閉議宣告

◎出席議員（11名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 酒井 益幸 君  | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長浜 謙太郎 君 | 4番 中山 千鶴子 君  |
| 5番 野中 一生 君  | 6番 竹中 進一 君   |
| 7番 秋山 三津男 君 | 8番 但野 裕之 君   |
| 9番 武藤 勝國 君  | 10番 武田 修一 君  |
| 11番 氏家 良美 君 |              |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	山	本	政	嗣	君
副	町長	佐	藤	正	秀	君
教	育長	下	川	徳	久	君
総	務課長	島	田	和	義	君
企	画課長	佐	渡	健	能	君
町	民生活課長	谷	藤		聡	君
産	業課長	鷹	背		寧	君
保	健福祉課長	新	宮	信	幸	君
建	設水道課長	関	口	英	一	君
建	設水道課参事	寺	西		訓	君
農	業委員会事務局長	三	宅	範	正	君
会	計管理者兼税務課長	今	村		力	君
診	療所事務長	杉	山	結	城	君
特	別養護老人ホーム所長	竹	内		修	君
町	有牧野所長	湊		昌	行	君
管	理課長	佐	々	木	京	君
社	会教育課長	工	藤		匡	君
総	務課総括主幹	小	林	和	彦	君
企	画課総括主幹	下	川	広	司	君
町	民生活課総括主幹	曾	我	和	久	君
産	業課総括主幹	磯	野	貴	弘	君
保	健福祉課総括主幹	二	本	柳	成	児
管	理課総括主幹	伊	藤	美	幸	君
管	理課総括主幹	楫	川	聡	明	君
社	会教育課総括主幹	坂	元	一	馬	君
代	表監査委員	妹	尾	巨	知	君

◎議会事務局

議	会事務局長	田	村	一	晃	君
議	会事務局庶務係長	榊		拓	己	君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、但野裕之議員。9番、武藤勝圀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、9月10日、11日及び13日から15日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、9月10日、11日及び13日から15日までの5日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第2回定例会において可決された「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書」は、関係機関に提出しておきましたので御了承

願います。

次に、一部事務組合議会の開催状況につきましては、御手元に配付のとおりですので御了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

次に、第2回定例会において可決された議員の派遣結果については、御手元に配付のとおりですので御了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、御手元に配付のとおりですので御了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本日、令和7年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可を頂きましたので、本年第2回定例会以降の主要な行政の動向につきまして、項目の順に従い御報告を申し上げます。

はじめに、令和6年度第2回住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の支給結果についてであります。

町では、昨年11月22日に閣議決定されました国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえまして、本年2月から住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円の給付に、18歳以下の児童がいる場合には1人当たり2万円を加算する事業を進めて参ったところでありますが、6月末をもちまして支給事務を終了いたしましたことから、結果について御報告を申し上げます。

予算段階におきましては、児童64人分を含む940世帯を支給対象として見込んでいたところでありますが、最終的には児童47名分を含む811世帯への支給実績となりまして、予算対比で86.2%の支給率となったところでございます。町ではこの間、対象世帯へのダイレクトメールによる制度周知のほか、未申請世帯への個別通知など、可能な限りの周知活動を実施した上で、支給事業を推進してきたことも併せて御報告を申し上げます。

次に、町が独自で実施する給付金事業の取組状況について御報告いたします。止むことのない物価高は、全ての町民生活に等しく影響を及ぼし、政府が進める物価高対策が効果を上げることができずにいる今、町民生活の支援、特にこれまで国が行う給付金事業の対象とされていない方々への生活支援は、必要な政策と考えているところであります。

町が実施を計画する給付金事業につきましては、物価高騰に対応する重点支援地方創生臨時交付金を財源といたしまして、物価高騰対応家計応援特別給付金として実施しようとするもので、本年2月から6月末にかけて実施をいたしました住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給を受けなかった世帯、2015世帯を対象として行うもので、支給額を1世帯当たり1万5千円とするほか、子ども加算として、18歳以下の子ども623人に対し、各5千円を加算して給付することにより、物価高対策と同時に子育て支援を推進しようとするもので、国が行ってきた低所得世帯を対象としたこれまでの給付金事業とは一線を画する内容としております。

なお、対象世帯及び人数等につきましては、現時点での試算となっております、今後随時調整を加えることで実数としていくこととしております。

給付金事業の実施に当たりましては、自治体職員の事務負担が大きいことが事業推進の支障の一つというふうに言われておりますけれども、このたびの給付金事業では所管課を企画課としつつ、各課横断的な取り組みとすることで特定の課や職員に過大な負担がかからないよう、できる限りの配慮をして進める考えでおります。

このたび、町が実施に向け準備を進めている町独自の給付金事業は、公平性を図り、家計負担軽減の一助となることを目的として実施しようとするもので、実施に当たりましては目的、趣旨を明確にすることで1人でも多くの町民の皆さんの理解と納得を得られるよう、事業推進に努める考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、企画課が実行委員会事務局を担っております「にいかっふふるさと祭り」について開催結果の概要を報告いたします。

29回目の開催となりました「にいかっふふるさと祭り」は、7月12日、13日の両日において開催をされました。本年の開催は、衆議院議員通常選挙の投開票日が例年のふるさと祭り開催日程と重なりましたことから、1週間前倒しでの開催となりましたけれども、大きな影響もなく開催することができております。

開催両日は、晴天にも恵まれ、町内外から多くの方が訪れ、およそ1万4千人の方が来場するなど例年を上回る活気あふれるふるさと祭りであったと感じております。また、本年は宵宮祭の終了時刻をコロナ禍以前の終了時刻である午後9時に戻したことで、子どもから大人まで多くの方々が新冠町の夏の夜を心行くまで楽しむ姿が印象的でした。

本年も、昨年同様、実行委員会を中心といたしまして商工会青年部をはじめ、多くのボランティアの方々の御協力を頂いたこともあり、大きな事故もなく、盛況のうちに終えることができたものと感じております。

この祭りはたくさんの関係者の協力と支援、そして世代や立場を超えた連携によって実施されることで、地域の絆と一体感が醸成される、大変意義ある伝統事業だと考えておりました。将来にわたって大切に継承していくべきものと考えているところであります。改めて本年の「ふるさと祭り」に関わった多くの皆様に感謝申し上げますと同時に、今後も継続して事業の実施について支援をしていく考えでございます。

次に、北星町町有地開発計画の現状について報告申し上げます。

昨年8月末までに取得手続を終えまして、町有地となりました役場裏の土地につきましては、その後、売主による家屋、倉庫等の解体撤去が行われ、現在は更地の状態で町が管理をしております。

また、これまで「役場裏町有地」として当該地を表現示してまいりましたけれども、所在する「北星町」と種々の「開発事業」を構想する土地であるとの考えから、「北星町開発用地」あるいは「北星町開発計画」として今後は表現、標記をしていくこととしたいと思っております。

北星町開発用地は、人口減少対策としての定住移住施策の観点から宅地分譲事業の適地として取得に向けた取り組みを進めてきた結果、町有地となったものであり、当町に対する居住ニーズに応えることを主な取得目的としたものであります。

しかしながら、4万8千平方メートルを超える広大な土地は、宅地造成事業にかかわらず、様々なまちづくり施策を構想することが可能でありますことから、町の未来を築くに当たって、活用の可能性があり、当該地における展開が適切と考えられる宅地分譲以外のまちづくり施策について検討を進めてきたところであります。

町の未来を築くことの一つには、未来を担う将来世代を育成し、持続可能な町を築いていこうとする取り組みとして、教育環境の整備があります。町の将来を見据えたとき、老朽化が進む小中学校の改築は、教育環境の質を高め、子ども達のすこやかな成長を支える基盤づくりであり、必要不可欠なまちづくり事業であると考えているところであります。

また、教育環境の向上は、子育て世代に選ばれる町につながり、町の魅力を向上させる可能性を秘めるなど、特徴ある教育環境のまちづくり効果は各方面に及ぶものとも考え、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として、今後協議を進めることといたしました。改築構想の具体につきましては、8月27日に開催をいたしました総合教育会議におきまして、学校種を含めた当町の義務教育の方向性について教育委員会で協議を進めるよう依頼したところでありまして、教育委員会からの報告をもって適宜適切な時期に判断をしていきたいと考えているところであります。

今後、町が推進するべきまちづくり事業は種々ございますけれども、検討、協議にあたりましては、町の未来を見据え、将来世代が誇れる町を築くことを念頭に、慎重かつ着実に推進していく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、去る7月30日に発生いたしましたカムチャツカ半島付近を震源といたします、地震に伴う津波注意報、警報への対応と避難状況及び今後の取組について、御報告申し上げます。

7月30日午前8時25分頃、カムチャツカ半島付近におきまして、マグニチュード8.7の大きな地震が発生をいたしまして、日本の太平洋沿岸に津波注意報が発令されました。これを受け、当町では8時37分に自主避難所として、本町多目的交流センターと節婦体育館の開設準備を進めるとともに、防災行政無線、防災LINE、メール、沿岸自治会長

への連絡、さらには広報車両による巡回など、多様な手段で住民の皆様にご注意を呼びかけたところでございます。

その後、午前9時40分に注意報が警報へと切り変わったことから、防災対策本部を設置の上、避難指示を決定し、Jアラートによる緊急放送やエリアメールで避難を呼びかけるとともに、役場庁舎、泊津生活館、新冠小学校、新冠中学校、朝日の森体育館、大狩部生活センターの6か所を追加で避難所として開設をし、避難対応を進めてまいりました。

津波警報は、午後8時45分に注意報へと切り変わりました。避難指示は解除いたしましたけれども、新冠中学校を除く7か所の避難所は翌日の午前7時まで受け入れを継続し、最終的には午後4時30分、注意報が解除された時点で全て閉鎖とさせていただいたところでございます。

避難者数につきましては、浦河港への津波到達予想時刻とされた午前10時30分時点で595人、最大で午前11時30分に772人に達しております。幸いにも、津波の規模は数十センチ程度にとどまりまして、町内では人的、物的被害は無く、電気、水道などのライフライン、あるいは交通にも大きな影響は生じませんでした。町内ではほとんど揺れを感じなかったにも関わらず、多くの住民の皆様が迅速に避難行動を取られたことは、東日本大震災の教訓、あるいはこれまでの津波避難訓練の積み重ねによる防災意識の高まりの成果であるとも感じているところであります。合わせて、今回の避難行動に際しまして、避難者に自発的に救援物資を配られていた方々をはじめ、避難者支援に御協力をいただいた町民の皆様にご心から感謝を申し上げる次第であります。

一方で、今回の対応を通じまして、いくつかの課題も明らかになっております。

一つ目は、「避難所の暑さ対策」であります。これまで寒さの対策を中心に備えてまいりましたが、夏季の避難所は熱中症の危険性が高く、とりわけ高齢者や乳幼児への配慮が必要であります。今後は大型扇風機、あるいはスポットクーラーの整備、網戸や冷却備品の備蓄など、環境改善に取り組んでまいります。

二つ目は、「避難車両の誘導體制」であります。高台へ避難する車両が集中した結果、新冠温泉の駐車場は満車となり、西泊津地区では路上駐車による交通の妨げが発生いたしました。職員を派遣いたしまして対応にあたりましたが、今後は迅速な職員の配置方法や誘導體制を事前に整え、大規模な避難にも対応できるよう改善を進めます。

三つ目は、「情報伝達の確実性」であります。町では、防災行政無線や緊急速報エリアメール、防災LINE、メール、さらにLアラートによるテレビ、ラジオ、インターネット情報など多様な手段を活用することとしておるところでありますけれども、観光客を中心に十分に情報が伝わらなかったことや、北海道防災情報システムいわゆるLアラートへの入力遅れによりまして、町の避難指示が遅れたとの指摘もいただいたところであります。今後は体制強化と工夫を重ねまして、確実に伝わる情報発信を徹底してまいりたいと考えております。

四つ目は、町民の皆様へお願いする事柄になりますけれども、「避難時の持出品への御協

力」についてであります。町といたしましても備蓄品の充実を今後も図ってまいりますけれども、大規模かつ長時間の避難となった場合には、どうしても限界がございます。このことから、町民の皆様にも避難する際には、可能な範囲で食料や飲料水、常備薬などをお持ちいただきたく、御協力をお願いいたします。

このほかにも、避難所運営や要配慮者支援など、取り組むべき課題は数多くあるわけですが、一つひとつ改善を重ね、住民の皆様の命を守る防災体制をさらに充実してまいります。なお、本年度も10月上旬に津波避難訓練を実施する予定にしております。このたびの経験と教訓を踏まえ、より実践的で効果的な訓練となるよう工夫してまいりますので、町民の皆様の積極的な御参加をお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、新冠中学校生徒負傷事故に関わる訴状の受理について報告いたします。

本件は、令和2年10月2日、当時新冠中学校1学年の特別活動の時間に発生した事故により生じました、生徒への左糸切り歯の一部を破折したケガに対し損害賠償を求められた訴訟であります。

事故の詳細ですが、令和2年10月2日午後2時30分頃、中学校1学年が特別活動の時間を使いまして、学年レクリエーションとしてテレビ番組「逃走中」を模した鬼ごっこを実施していた際、鬼役となった先生から逃げるために、生徒Aを含む生徒数名が図書室にいたところ、椅子を持ちながら逃げていた生徒Bが手に持っていた椅子を手放してしまい、生徒Aに当たり発生した事故であります。事故発生直後から当時の学校長をはじめ、関与した教諭が生徒A及びその保護者に対しまして、学校側の非を認めた上で対応をしていたところでありますが、令和3年1月12日に保護者代理人として弁護士から資料等の開示請求の通知を受け、保護者代理人が対応することとなりましたことから、当町も代理人弁護士を通じ、事故の調査、和解に向けた対応を行ってきたところであります。

学校設置者である町は学校内で特別活動の時間として実施したレクリエーション中の事故でありますことから、国家賠償法に基づく責任については認め、和解に向け進めてきたところでありますけれども、保護者代理人からの損害額の提示が将来にわたる治療費を含め、当方の提示額と大きく乖離がございましたために、令和4年8月24日に保護者代理人弁護士から訴訟提起の方針となった旨の連絡を受けておりました。

その後、約3年間訴状の提出はありませんでしたが、本年7月15日に札幌地方裁判所浦河支部から口頭弁論期日呼出し状及び答弁書催告状が町に届きまして、訴状が提出されたことが明らかになったものでございます。これを受けまして、町は本件を当初から担当していただいていた弁護士と改めて代理人としての委任契約を締結し、対応を進めているところであります。

なお、本件の原告は生徒A、被告は新冠町 代表者 町長、それと生徒Bでありまして、損害賠償請求額は213万1645円となっております。今後の対応につきましては、損害額の捉え方に乖離が生じているわけではありますが、誠意を持った対応をしていく所存でございます。

最後に、今定例会に提案をしております案件であります。一般議案等23件、令和7年度各会計補正予算2件を提案することといたしております。それぞれ提案の際に具体的に御説明申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、令和7年第2回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

初めに、本定例会に提出させていただいております「教育委員会点検・評価報告書」について御報告申し上げます。

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」ことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理及び執行の状況について、点検評価を行うこととされており、例年、その内容を議会に報告いたしますとともに、町のホームページにおいて公表し、情報公開に努めているところでございます。

今年度は、令和6年度に教育行政執行方針で掲げた重点施策に基づき、教育委員会各課が実施した事務事業について、学校教育においては各学校における評価等も踏まえながら内部評価を行った後、学校運営協議会、社会教育委員協議会、スポーツ推進委員会、認定こども園保護者会に外部評価を頂いたところでございます。

令和6年度の教育行政の執行にあたっては、重点施策に基づき、計画した事務事業を展開したところでありますが、教育予算にわたり御配慮をいただいた上で、概ね計画どおり実施できたものと考えております。

まず、管理課所管の学校教育に係る事務事業では、「子どもたちを中心にしたウェルビーイングを育む学校教育の充実」を掲げ、学力向上につなげる授業改革、学習環境、生活習慣の確立、豊かな心を育むための道德教育の充実や、いじめ、不登校へのきめ細やかな対応、ふるさと新冠を意識した特色ある教育活動の実践、インクルーシブ教育の充実に向けた外部人材との協力や教職員全体での支援体制の共有、信頼される学校づくりのための校内組織の強化、エアコン設置など教育環境改善の取組み、認定こども園においては、小学校への接続を意識した幼児教育の推進及び保育教諭研修の充実など、それぞれ執行方針に基づき、教育活動の実践が図られたと考えております。

また、社会教育課所管事務事業におきましては、「町民憲章とReの精神」を意識した社会教育の推進として、レ・コード館を中心とした特色ある社会教育事業の実践、老若男女問わずスポーツに親しむ環境づくりの充実、郷土資料館を中心としたふるさと新冠の歴史や自然にまつわる学習機会の提供、少年、青年、成人、高齢者、それぞれの世代に対応し

た事業など町民の皆さんの御協力をいただきながら、年間を通じた事業展開を図ることができたと考えております。

教育委員会といたしましては、評価の過程で頂いた御意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かしてまいるとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、評価内容の詳細につきましては、改めて報告書を御確認いただきたいと思います。と存じます。

次に、本年、4月17日に実施いたしました全国学力学習状況調査について、文部科学省から結果の公表がございましたので、概要について御報告申し上げます。

本調査は小学校6学年、中学校3学年を対象に、「教科に関する調査」として、国語、算数、数学、理科の3教科について実施するとともに、「生活習慣や学習環境に関する調査」として、児童生徒質問調査を実施しております。

はじめに教科に関する調査についての正答率は、小学校では、国語は全道、全国と比較すると、ともに「やや低い」という結果となり、算数は全道比較で「やや低い」、全国比較で「低い」という結果となっております。理科は全道比較で「同様」、全国平均では「ほぼ同様」という結果となりました。

中学校では、国語は全道比較で「ほぼ同様」、全国比較で「やや低い」となっており、数学は全道比較「やや低い」、全国比較で「低い」という結果となっております。理科は全道、全国比較で「やや高い」という結果となりました。問題の難易度により平均正答率は上下いたしますが、総じて全道、全国平均より低い傾向にある傾向となりました。また、各科目で中間層、上位層の底上げが図られている一方で、正答率3割以下の児童生徒が全国平均を上回っており、理解度の二極化が顕著に表れております。

次に、児童生徒への質問における学習習慣などの調査では、小学校、中学校ともに1時間以上家庭学習をしている児童生徒の割合が全国を大きく下回り、不十分であると言えますが、小学校では昨年度から自分で家庭学習内容を決める「自立学習」への取り組みを始め、中学校でも1時間に満たない時間での家庭学習の取り組み割合は増加しております。家庭学習の習慣は、問題の難易度により左右される正答率とは異なり、子どもたちの学ぶ姿勢であることから、家庭とも連携を強化し、自立した学習者の育成を進めていきたいと考えております。

また、「自分には良いところがある」「将来の夢や目標を持っている」といった自己肯定感や自己有用感の質問では、中学校では改善傾向にあるものの、全国と比較すると低く推移しております。この点につきましては、「子どもを中心としたウェルビーイングの向上」を本年度の教育行政執行方針の最重点目標の一つに掲げているとおり、家庭も巻き込んだ取り組みとして、改善を図っていく所存であります。

他の項目では、小学校ではICT機器の授業での活用、中学校では地域の大人との関わりの項目で、充実割合が高く、小中共通で「授業中の自らの考えが伝わるよう創意工夫を凝らして発表の機会に取り組む」という項目で、全国平均と比較して高いポイントとなっ

ており、小学校、中学校の連携による成果であると捉えております。

本調査は、児童生徒が身に着けるべき学力の一部分の傾向であることや、調査結果は学校における教育活動の一側面でありますことから、これらの調査結果と他の様々な情報を合わせて総合的に分析、評価することが必要であり、個々の設問や領域などに着目して、学習指導上の課題を把握、分析し、児童生徒一人一人の学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校において、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取組を強化していくことといたしております。

また、当町では各校の結果分析等を受けて、教職員で組織する小中連携推進会議において、町としての分析と課題整理を行った上で、目標を定め町全体として共通の取組を行っております。

なお、調査結果の詳細につきましては、町広報紙、町ホームページにおいて、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じております。

次に、「中体連全道大会及び各種大会の出場結果」について御報告申し上げます。

新冠中学校では、本年度、陸上、卓球、男子バレーボール、サッカーの4種目が、中体連全道大会への出場を果たしました。各種目において健闘し、男子バレーボールでは、決勝トーナメントまで駒を進めましたが惜しくも1回戦で敗退となり、そのほかの競技も1点を争う好ゲームを繰り広げるなど、生徒たちは日頃の練習の成果を発揮しながら奮闘しました。

また、吹奏楽部においては、「日胆地区吹奏楽コンクール」中学校C編成の部に出場し、金賞を受賞し、「札幌コンサートホールキタラ」で行われた全道吹奏楽コンクールへと駒を進めました。全道大会の結果は、銀賞の受賞となり、生徒たちが部として掲げていた金賞受賞には惜しくも届きませんでした。出場25校中どの学校にも引けを取らない堂々とした演奏でした。

各種大会へ出場した生徒たちは、緊張感溢れる会場において、技術力や精神力の面で多くのことを学ぶ貴重な経験となったものと捉えております。教育委員会では、全道大会などへの選手派遣に係る費用について全面的に支援をさせていただいているところですが、本定例会において今後出場を予定している大会に係る費用について補正予算を計上しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「新冠小学校で発生した教員による不適切な指導、体罰の疑い」について御報告申し上げます。

昨年度から今年度にかけて、新冠小学校において、同じ教員が計3度にわたり、児童に対し体罰疑いのある不適切な指導を行ったものであります。最初の事故は、令和6年10月29日、4時間目の算数の授業中に、授業内容の理解が難しく、うつ向いていた男子児童に対し、黒板の方向を向かせようと肩を軽く叩く、胸元の服を引っ張る、頬、顎に手をあてて顔を上げさせるといった行為を行ったものであります。事故後、学校では事実確認、

保護者への謝罪、当該学級保護者を対象とした説明会を開催し、職員向け研修として服務事故防止に関する研修会を実施いたしております。

2回目の事故は、令和7年2月19日、3時間目の総合的な学習の時間の授業中に発生したもので、作文作成中に繰り返し指導していた児童に対し、「日本語としてなっていない」と言い、肩を叩いたという行為であります。事故後、学校では、事実確認、保護者への謝罪、学級保護者説明会、全校保護者説明会を開催しております。その後、本教諭への処遇について、学級担任を交代させること、新冠小学校在任中は学級担任としないこととしております。

3回目の事故は、令和7年7月9日、3時間目の社会科の授業中に発生したもので、担任教諭が他の児童への対応で不在となったため、補欠教諭として授業を担当した同教諭が、繰り返し注意指導していた児童に対し、両腕を引っ張り姿勢を正させたという行為であります。事故後、学校では、事実確認、保護者への謝罪を行っており、臨時職員会議を開催し、当面の間、補欠教諭としての任も解き、子どもたちの対応から外すことを決定いたしております。

1回目の事故の被害児童は「怖かった」と訴え、2回目、3回目の事故の被害児童は「痛かった」と訴えておりましたが、いずれも幸いケガに繋がるものではありませんでした。また、事故後の児童の様子ですが、1回目、2回目の被害児童はそれぞれ進級し、3回目の児童については、翌日には痛みもなく、3人とも通常どおり学校生活を送っております。

教育委員会といたしましては、いずれの事故も学校長からの報告を受け、事実関係の調査及び保護者説明会の実施など対応の助言を行うとともに、北海道教育委員会へ事故報告書を提出し、3回目の事故後は私から直接、学校長とともに当該教員へ指導をいたしております。

本案件については、3回の全ての事故報告を行っており、報告先の北海道教育委員会においても処遇を含め、現在も継続調査中であります。同じ教諭が繰り返し体罰疑いの指導を行った事実についてここで報告いたしますとともに、当該児童及び保護者、新冠小学校の児童保護者の方々に不安を与えたことについて、心よりお詫び申し上げます。

次に、令和7年7月30日カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報、避難指示に係る教育施設の対応について御報告申し上げます。

7月30日はド・レ・ミ園は通常保育、小学校は夏休み中で児童は登校しておりませんが、職員は通常勤務、中学校は同じく夏休み中でしたが、野球部、卓球部、バレーボール部の3つの部で練習を行っていました。その他の教育施設であります児童館、レ・コード館、町民センター、スポーツセンターは通常開設日であり、レ・コード館では、新冠中学校吹奏楽部が部活動を行い、町の事業であります高齢者向けのお喜楽おたっしや塾を行ってまいりました。

8時37分の津波注意報発令時は、それぞれの施設で注意喚起を行いながら、日常業務同様の対応をしてまいりましたが、9時40分に津波警報が発令されたため、それぞれの施

設で避難を実施しております。ド・レ・ミ園は役場へ園児66名、職員29名が避難。小学校は避難所として町職員、教職員が対応、中学校は3階へ46名が垂直避難、児童館は近隣の避難所である小学校へ40名が避難レ・コード館は直ちに閉館し、吹奏楽部の中学生を含む利用者32名、職員11名が役場へ避難しており、町民センター、スポーツセンターは閉館し、利用者2名に対し避難を促しております。避難中は特に大きな混乱もなく、ド・レ・ミ園児もいつもと違う環境下にもかかわらず、昼食、お昼寝、おやつなど通常保育と同じ内容で過ごしておりました。

避難指示、津波警報が長時間にわたっていたため、避難している児童、生徒の保護者の不安感解消を目的に、各施設から子どもたちの様子、避難状況などをメール配信し、出来る限り保護者に対しリアルタイムの状況を伝えることに心がけておりました。また、保護者の迎えについては、児童館へ通所した保護者が避難場所へ引き取りに来たため、安全確保が担保されていることを条件に帰宅を許可しましたが、ド・レ・ミ、中学校は保護者も安全な場所に留まること、安全確保を第一に考え、迎えが可能になった時点で連絡する旨を周知し、対応しておりました。そのような中、ド・レ・ミ園児を迎えに来た保護者もおりましたが、避難指示、警報発令下での移動は危険を伴うことから、園児とともに役場に避難していただく措置をとったところであります。

16時、大きな潮位変化、当町、近隣町の津波到来が確認されないこと、また、保護者の心労、子どもたちの疲労も考慮し、継続して現在の避難場所に留まることは可能であることを伝える一方で、安全が確保されることを条件に保護者の迎えを許可することを判断し、メール配信したところ、17時には全ての家庭で保護者の迎えがあり家庭下での避難に切り替わっております。

またこの日、中学校の男子バレーボール部は深川市で開催される全道大会へ出発する日程でありましたが、こちらにつきましても17時まで出発を後らせ、山間部を通過する経路に変更し対応いたしております。

その後、避難施設として開設を継続した小学校を除き、各施設では翌日の勤務体制などの確認を行った後、職員も各自避難をしております。

20時45分に津波警報から津波注意報へ切り替わったことから、翌31日は各施設注意喚起を図りながら、通常どおり開設運営しております。

今回の警報発令の対応で1人のけが人、混乱もなく終えられたことは、日頃からの訓練など防災意識の賜物であると感じております。一方で、各施設で今回の対応について内部評価、検証を実施したところ、改善点、再検討すべき点も挙げられておりますことから、町部局とも検証内容を共有し、今後の防災対策に生かしていく所存であります。

次に、「令和7年度新冠町少年国内研修交流事業の実施」について御報告いたします。

新冠町少年国内研修交流事業は21世紀を担う児童生徒を国内各地に派遣し、その地域の自然、文化に接するとともに、様々な体験学習と交流を通して広い視野をもった自主性と協調性豊かな郷土を愛するリーダーの育成を図ることを目的に実施しており、現在の交

流先である沖縄県金武町中川区は、平成25年度から交流が始まり、本年度で12年目を迎えることとなります。

令和7年度実施にあたり、本年も研修地を沖縄県とし、金武町を交流先として令和8年1月7日から1月10日の3泊4日の日程により、参加者を募ったところ、定員20名に対し10名の参加希望者であり、定員に満たない状況でありました。先に述べさせていただいたとおり、新冠町少年国内研修交流事業はリーダー養成研修の位置づけにより気概がある児童及び生徒を研修生としているため、定員に満たない状況でありましたが、自主性を重んじ、先般選考会を行い、児童及び生徒10名、サブリーダーである高校生1名を選考いたしております。事前の聞き取り調査により、次年度は定員を下回るような状況でないことが予測されるものの、今後、児童、生徒数の減少に伴い、定員数や選考方法など、検証する必要があると考えているところでございます。

本年度は、私も団長として参加しながら、事業内容及び金武町中川区との交流事業の醸成について肌で感じ、また、本年度は2月に金武町中川区子ども会が来町しての交流も予定されておりますので、歓迎の意を直接伝え、受け入れの準備を進めて参りたく考えております。なお、詳細が決まり次第、改めて受け入れに係る予算を提案いたしますので、町民の皆様及び議員各位におかれましては、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で、第3回定例会における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

#### ◎日程第5 同意第4号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第4号、新冠町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 同意第4号、新冠町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

当町教育委員会教育長下川徳久さんは、本年10月17日をもって任期満了となりますことから、教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

同意を求めようとする方は、新冠町字西泊津13番地の69にお住まいの下川徳久氏。昭和39年4月28日生まれの61歳でございます。経歴は別紙に記載されておりますけれども、下川さんは日高管内におきまして33年の長きにわたり、小学校教諭として勤務をされ、当町でも朝日小学校、新冠小学校の校長としてご活躍を頂いた方でありまして、本年5月からは奥村教育長の後任として、その任に当たられております。下川さんは教育現場を熟知され、教育関係者からの信望も厚く、冷静な判断力と指揮命令力に富み、当町

の教育環境の整備、あるいは人づくりにご貢献頂ける方で、教育長として適任と判断をいたしまして、任命について同意を求めるものでございます。

以上が同意第4号の提案理由でございます。御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第4号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 同意第5号

○議長（氏家良美君） 日程第6、同意第5号、新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 同意第5号、新冠町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会委員下山美佐江氏は令和7年9月30日をもって任期満了となるので、後任委員に引き続き下山氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同意を求める方は、新冠新冠町字本町77番地の2にお住まいです。下山美佐江さんです。昭和42年2月17日生まれです。下山氏の履歴は別紙のとおりで、平成27年3月から教育委員会の委員を務めており、この間、真摯に委員としての職責を果たしてこられ、蓄積された見識などを一層当町の教育行政に取り込み、さらなる充実を図るため、同氏を任命するものでありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第5号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩 午前10時52分

再会 午前11時 4分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 報告第5号

○議長（氏家良美君） 日程第8、報告第6号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することにいたしたいと思えます。

◎日程第8 報告第6号

○議長（氏家良美君） 日程第8、報告第6号、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてを議題といたします。教育長より新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し御手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思えます。

◎日程第9 報告第7号

○議長（氏家良美君） 日程第9、報告第7号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 報告第7号、専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理頂くものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年6月30日付けをもって別紙のとおり専決処分したものです。

内容を説明いたしますので、次ページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償

の額の決定について。令和7年6月3日、新冠中学校において、草刈り作業中の飛び石により、停車中車両の後部座席窓ガラスを損傷させたことについて、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定したものです。1、和解の相手方は新冠町在住のA氏です。2、和解内容、新冠町を甲とし、A氏を乙として以下、次の条件のとおり和解しました。(1) 過失割合は甲を100%、乙を0%とすること。(2) 甲は乙に対し金9万1080円を支払うこと。(3) 甲及び乙は、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしないこととさせていただきます。3、損害賠償の額は金9万1080円です。

以上が報告第7号、専決処分についての提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり受理くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理いたします。

#### ◎日程第10 報告第8号

○議長（氏家良美君） 日程第10、報告第8号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 報告第8号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしました、それぞれの比率につきまして、去る8月18日、監査委員に審査をしていただきましたので、監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、法律において、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められております。特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、注意喚起の段階として早期健全化団体、さらに悪化した場合には財政再生団体が規定されております。早期健全化団体になりますと、議会の議決を経た上で、財政健全化計画を策定し、財政健全化に取り組むこととなります。また、財政再生団体になりますと、議会の議決を経た財政再生計画を策定し、計画に基づく財政再建に取り組むこととなりますが、当該計画への総務大臣の同意がなければ起債の発行ができなくなるなど、国の関与のもとで、財政の立て直しを図ることとなります。

はじめに、健全化判断比率の状況ですが、各会計における4つの指標について記載をしております。左から、実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、15%以上で早期健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、赤字は生じておりません。次に、連結実質赤字比率は、一部事務組合、広

域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で早期健全化団体に、30%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても赤字は生じておりません。

次に、実質公債費比率は全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰出金のうち、実質的に公債費へ充てたと認められる純公債費の割合の過去3か年の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要となり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上では、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。当町におきましては、平成20年度が最も高く、19.9%で起債発行の際は許可が必要でありましたが、平成23年度決算は16.6%で協議へと変更となり、以後、減少し、令和6年度は8.4%となっております。

次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めた中で、地方債の残高などをはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、350%以上で、早期健全化団体となります。令和6年度は将来負担額に対し、充当可能財源が上回っております。

次に、下段の資金不足比率の状況ですが、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営健全化計画を策定することになりますが、いずれの会計も資金不足は生じておりません。

以上が、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由です。御審議を賜り、報告のとおり受理頂きますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

報告第8号については報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第11 認定第1号 ～ 日程第17号 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第11、認定第1号、令和6年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第2号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第3号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第4号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第5号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第6号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について、日程第17、

認定第7号、令和6年度新冠町下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町一般会計他6件の特別会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月18日、及び21日から22日までの3日間、監査委員に審査をしていただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定についてお願いするものであります。各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページに綴っております、令和6年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての10ページをお開きください。第3、審査意見。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和3年度より上昇傾向に転じていたが、本年度は84.5%と、前年度の86.0%から1.5ポイント減となっている。一方、実質公債費比率においては、最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少していたが、令和2年度より上昇し、本年度は8.4%と、前年度の8.2%から0.2ポイント増と5年続けて増加となった。歳出においては、近年の世界的な物価上昇を背景に、人件費等が増加することに伴う経常的経費の増加や、老朽化した国保診療所、老人ホーム及び小中学校の維持に係る財政負担増加が見込まれることから、新冠町財政計画を基本とした行財政改革を推進し、収支バランスの取れた予算措置執行となるよう、より一層改善に努めるべきと考える。基金残高は、前年度に比べ2165万6千円減少しているため、今後は基金に依存することのない計画的な運用を求める。今後、より一層安定した財政基盤を確立するため、徹底した歳出の抑制、効率化を図るとともに、収支の均衡が図られた持続可能な財政運営を目指すことを期待する。

以上、審査意見の朗読をもって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定に係る提案理由とさせていただきます。御審議を賜り、提案どおり認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第18 会議案第9号

○議長（氏家良美君） 日程第18、会議案第9号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「令和6年度新冠町一般会計等

決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました令和6年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し後刻報告願います。

◎日程第19 議案第44号 ～ 日程第20 議案第45号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第44号、指定管理者の指定について。日程第20、議案第45号、指定管理者の指定について。以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第44号、指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称、にかっぷホロシリ乗馬クラブ。2、指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字西泊津26番地、有限会社ににかっぷホロシリ乗馬クラブ、代表取締役山島輝男。3、指定期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。引き続き次のページをお開きください。

議案第45号、指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものです。1、公の施設の名称、道の駅サラブレッドロード新冠。2、指定管理者となる団体の名称、新冠郡新冠町字西泊津26番地、有限会社ににかっぷホロシリ乗馬クラブ、代表取締役山島輝男。3、指定期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

このたびの2施設の指定管理者候補者の選定については、新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条において、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるときは、公募によらずに指定管理者の候補者として選定することができることと定められており、両施設いずれも公募によらない方法で指定管理者の候補者として選定いたしました。公募によらない選定の要件は、同条第1項第1号において、施設の性格、規模及び機能並びに指定の条件等を考慮して、当該施設の管理に専門的機能及び技術を有する団体を選定することが適当と認めるときと定め、また、第2号においては、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認めるときと定められています。

今回提案の候補者について、これらの要件の適否について、去る9月1日、新冠町指定管理者選定委員会において審議、審査を行い、総合的な判断のもと、指定管理者の候補として選定した次第です。

以上が議案第44号及び議案第45号指定管理者の指定についての提案理由でございます。御審議賜り、提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第44号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第44号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第45号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第46号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

御手元にお配りした資料に沿って説明いたしますので、議案第46号説明資料を御覧ください。

1、改正の理由でございますが、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児または介護家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されました。これに伴い、当町におきましても、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容です。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知、制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮について条例に規定します。対象となる職員は、本人またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと等を申出た職員、3歳に満たない子を養育する職員です。措置する内容は、①対象職員への仕事と育児の両立支援制度の個別周知、意向確認。②子の心身の状況、または職員の育児に関する家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向確認。③②で把握した対象職員の意向に対する配慮。

3、条例の施行日ですが、この条例は令和7年10月1日から施行します。ただし、上記①②の個別周知意向確認については、施行日前においても行えるよう附則で規定します。

以上が議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第46号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第46号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第47号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第47号新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第47号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

御手元にお配りした資料に沿って説明いたしますので、議案第47号説明資料を御覧ください。

1、改正の理由でございますが、仕事と生活の両立支援を拡充するため、育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、新冠町職員の部分休業制度を拡充することについて、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容です。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の部分休業制度を拡充するものです。部分休業制度とは、職員の託児の様態、通勤等の状況等から必要とされる時間について、休業することができる制度になります。制度のイメージですが、取得パターン「①第1号、部分休業」では、国と同様に、現行の勤務時間の初めまたは終わりに限り、取得可能とする取扱いから、勤務時間の初めまたは終わりに限らず取得ができるように改めます。また、「取得パターン②第2号部分休業」として、1年につき勤務日の10日相当を超えない範囲内で、休業することのできる規定を新設します。職員は、この取得パターンのいずれかを、職員の希望や事情により選択し、取得できるよう改正いたします。

3、条例の施行日ですが、この条例は令和7年10月1日から施行します。また、経過措置として、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間において、第2号部分休業として適用する時間数は、5日相当を超えない範囲とします。

以上が議案第47号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第48号

○議長（氏家良美君） 日程第23、議案第48号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第48号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

日高中部消防組合新冠支署におきましては、職員の退職等により、人員確保が課題となっており、組織全体で体制を維持しているものの、1人当たりの宿日直回数が増え、職員の負担が増加している状況にあります。

このことから、職員の一定の待遇改善を図る必要があるため、宿日直手当に係る所要の改正を行うものでございます。なお、消防職員の給与につきましては、日高中部消防組合の職員の給与の支給に関する条例により、新冠支署職員については、新冠町職員の給与に関する条例が適用される仕組みとなっております。

それでは改正内容について、新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開きください。第17条は宿日直手当に関する規定で、同条第1項中、4400円の次に、（宿直勤務が執務が通常行われる日に退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、6600円）を加えるものです。1ページへお戻りください。附則として、この条例は令和7年10月1日から施行する。

以上が、議案第48号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第48号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第48号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第49号

○議長(氏家良美君) 日程第24、議案第49号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) 議案第49号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の経費に係る限度額が上げられたことから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している本条例について、同様の改正を行うものでございます。

改正内容について、新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開きください。第8条は「選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続き」に関する規定で、条文中「7円73銭」を「8円38銭」に改めます。第11条は「選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続き」に関する規定で、条文中「541円31銭」を「586円88銭」に改めます。1ページへお戻りください。附則として、第1条、この条例は公布の日から施行する。第2条、改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上が、議案第49号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、

提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第49号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第50号

○議長（氏家良美君） 日程第25、議案第50号、新冠町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第50号新冠町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

御手元にお配りした資料に沿って説明いたしますので、議案第50号説明資料を御覧  
ください。

1、改正の理由でございますが、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙  
等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されました。これにより、国が地方公共団  
体へ交付する選挙長等の報酬額が引上げとなりましたので、この内容に合わせた改正を行  
うものでありますが、当町の条例は、事務に従事する時刻が午後6時を超えない場合の報  
酬額を低く設定した独自の規定となっております。近年、投票立会人等の人員確保が困難  
になっている現状を鑑み、法律に定めのない従事時間による区分を廃止し、職務ごとに一  
律の報酬額に改正するものでございます。

2、改正の内容です。まず、選挙長及び開票管理者については、改正前、午後6時を超  
える場合1万7000円、超えない場合7500円を一律に1万2200円とします。投票  
所の投票管理者については、改正前、午後6時を超える場合1万2700円、超えない場  
合7500円を一律に1万4500円とします。期日前投票所の投票管理者については、

改正前、午後6時を超える場合1万1200円、超えない場合7500円を一律に1万2800円とします。開票及び選挙立会人については、改正前8900円を1万100円とします。投票所の投票立会人については、改正前、午後6時を超える場合1万800円、超えない場合7000円を一律に1万2400円とします。期日前投票所の投票立会人については、改正前、午後6時を超える場合9600円、超えない場合7000円を一律に1万900円とします。

3、条例の施行日ですが、この条例は公布の日から施行します。

以上、が議案第50号、新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第50号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 議案第51号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第51号、日高中部衛生施設組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第51号、日高中部衛生施設組合格約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、総務大臣または都道府県知事に届出をしなければならないと規定されております。また、同法第290条では、協議においては、関係する地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されており、日高中部衛生施設組合格約

の一部を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約の変更でございますが、現在、新冠町と新ひだか町で広域的に処理しております、日高中部広域連合と日高中部衛生施設組合の一部について、効率化を図るため、令和8年4月を目標に日高中部広域連合に日高中部衛生施設組合を統合しようとするもので、統合を進める上で、事務の継承先について規約に規定をする必要があることから、変更するものでございます。

規約の変更内容について説明をいたしますので、2ページの新旧対照表を御覧ください。

第16条として、「組合が解散した場合には、日高中部広域連合が事務を継承する」を新たに規定するものでございます。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可があった日から施行する。

以上が、議案第51号、日高中部衛生施設組合規約の一部を変更する規約の提案理由です。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第51号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第51号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第52号 ～ 日程第29 議案第54号

○議長（氏家良美君） 日程第27、議案第52号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第28、議案第53号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第29、議案第54号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第52号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町が加入する一部事務組合であります北海道市町村総合事務組合から、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、協議をするため提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表第1、檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削り、別表第2の9の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ります。1ページにお戻りください。附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

次に、議案第53号をお開き願います。議案第53号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町が加入する一部事務組合であります。北海道市町村職員退職手当組合から、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、協議をするため提案をするものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ります。1ページにお戻りください。附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第54号をお開き願います。議案第54号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町が加入する一部組合であります北海道町村議会議員公務災害補償等組合から、令和7年3月31日付けで、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、協議をするため提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開き願います。別表第1中「江差町中・上ノ国町学校給食組合」を削ります。1ページにお戻りください。附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上が、議案第52号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について並びに議案第54号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第52号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第52号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第53号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第54号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第54号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再会 午後 12 時 59 分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 30 議案第 55 号

○議長（氏家良美君） 日程第 30、議案第 55 号、令和 7 年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第 55 号、令和 7 年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開き願います。令和 7 年度新冠町一般会計補正予算、このたびは 3 回目の補正となります。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7 963 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 億 8 9 1 8 万 3 千円にしようとするものです。債務負担行為及び地方債の補正がありますので、4 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為の補正は、1、追加です。園務システム用機器購入費、期間は令和 7 年度から令和 11 年度まで、限度額 5 30 万円は、認定こども園ド・レ・ミにおいて、備荒資金を活用し、園務事務支援システムを導入するものです。次に、第 3 表、地方債の補正、1、変更です。道路整備事業は、美宇若園線、泉若園浄水場地先排水路補修工事外 2 件の追加補正に伴うもので、緊急自然災害防止対策事業債の限度額 3 4 9 0 万円を、補正後 6 1 5 0 万円にしようとするもの。河川整備事業は、新冠 5 号川小学校地先護岸補修工事外 1 件の追加補正に伴うもので、緊急自然災害防止対策事業債の限度額 2 1 4 0 万円を補正後 6 8 4 0 万円にしようとするものです。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、12 ページから 13 ページをお開き願います。説明は、右ページ説明欄の事業区分ごとに行います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 6 1 1 0 万 5 千円の追加。説明欄の事業 1、一般事務費、総務課総務 A の 1 8 節負担金補助及び交付金、1 4 3 0 万 8 千円の増額は、北海道市町村職員退職手当組合に対し、前年度に退職をした職員 10 名に係る追加負担金を負担するものです。事業 2、一般事務費、総務課総務 B の 2 0 節貸付金 1 2 0 万円の増額は、医療職及び福祉職の人員確保を目的として、就学に必要な資金を貸付けするもので、当初、継続者 3 名分と新規申込者 1 名を予算措置しておりましたが、新規申込者が 2 名となったため、不足額を増額するものです。事業 3、新冠町功労賞善行賞表彰費 5 9 万 7 千円の増額は、本年度の受賞者を 6 名で見込みましたが、受賞者が 9 名で決定したため、3 名分の記念品、表彰

盾等の購入費として、7節報償費に3万3千円、10節需用費56万4千円を増額するものです。事業4、ふるさと納税特典付加事業4500万円の増額は、ふるさと納税寄附金として1億円の増額を見込み、7節報償費に返礼品購入費3300万円、11節役務費に収納代理業者決済手数料等の1200万円をそれぞれ増額するもので、詳細は予算説明資料1ページのとおりです。3目財産管理費627万2千円の追加。事業1、その他町有財産管理費の12節委託料20万円の増額は、旧朝日開拓婦人ホームの売却に伴い、分筆測量業務委託料を措置するものです。事業2、北星町町有地開発事業の12節委託料607万2千円の増額は、前年度に取得をした北星町開発用地について、一部を宅地、集合住宅及び道路用地として分筆するための現況調査測量業務委託料及び敷地内の草刈り業務委託料をそれぞれ計上したもので、詳細は予算説明資料2ページのとおりです。5目企画費4259万4千円の追加。事業1、定住移住促進対策経費の12節委託料102万3千円の増額は、移住促進住宅ナナカマドについて、空き家となっている4棟の公売を予定し、分筆測量業務委託料を計上したもので、詳細は予算説明資料3ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金のうち、まちの不動産屋さん運営費補助金72万6千円及び中古住宅流通交付金72万6千円の増額は、中古住宅の売買1件に係るもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金50万円の増額は、ただいま申し上げた中古住宅1件のリフォームに対する補助金で、詳細は予算説明資料4ページのとおりです。15ページに移ります。事業2、新冠IC開通事業の12節委託料350万円の増額は、日高自動車道新冠IC開通式典の終了後に予定する開通記念祝賀会について、主催を期成会とともに新冠町が担うことから、運営に係る委託料を計上するもので、詳細は予算説明資料5ページのとおりです。事業3、情報通信基盤整備事業の11節役務費56万4千円の増額は、緑丘地区及び美宇地区で発生した光ケーブルの断線を復旧するもので、詳細は予算説明資料6ページのとおりです。事業4、新冠町物価高騰対応家計応援特別給付金事業3555万5千円の増額は、課税世帯を対象に1世帯当たり1万5千円を給付し、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり5千円を加算し給付を行う事業で、3節職員手当等に75万円、10節需用費25万円、11節役務費に121万5千円。18節負担金補助及び交付金には対象を2015世帯、子ども加算分として623人分を見込み、3334万円をそれぞれ計上するもので、詳細は予算説明資料7ページのとおりです。9目財政調整基金費712万円の追加。事業1、財政調整基金費の24節積立金712万円の増額は、新冠小学校の旧校長、教頭用住宅及び敷地の売払い収入を財政調整基金に積み立てるものです。11目ふるさとづくり基金費5899万9千円の追加。事業1、ふるさとづくり基金積立金の24節積立金、5899万9千円の増額は、ふるさと納税寄附金として、寄附金額1億円の増額を見込み、返礼品購入費及び収納代理業者決済手数料等を差し引いた5500万円を積み立てるもの。合せて、ふるさと納税以外の寄附金として法人2社から頂いた寄附金を積み立てるものです。16ページから17ページに移ります。2項徴税费、2目賦課徴収費209万6千円の追加。事業1、賦課徴収費の12節委託料209万6千円の増額は、確定

申告に使用する申告支援システム移動用サーバーの更新に係る業務委託料を計上するもので、詳細は予算説明資料8ページのとおりです。18ページから19ページに移ります。

3項1目ともに戸籍住民基本台帳費28万7千円の追加。事業1、戸籍住民基本台帳費28万7千円の増額は、住民基本台帳ネットワークにおいて、マイナンバーカードと在留カードの一体化に向け、住居地等記録端末機器を整備するもので、10節需用費6万2千円はセキュリティー対策ソフト等の購入費、17節備品購入費は記録端末機器の購入費で、詳細は予算説明資料9ページのとおりです。20ページから21ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費123万3千円の追加。事業1、指定統計調査事業123万3千円の増額は、国勢調査など指定統計調査に係る事務費の追加交付に伴い、1節報酬から13節使用料及び貸借料について、それぞれ予算額の調整を行うものです。22ページから23ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費451万5千円の追加。事業1、社会福祉総務費101万2千円の増額は、町民生活課に配属の会計年度任用職員1名に係る人件費で、第2回住民税非課税世帯臨時給付金支給事業に係る事務筆耕のため本年11月までの人件費を措置しておりましたが、引き続き新たな給付金事業が予定されていること。加えて、現在、町民生活課配属の正職員1名の病気休暇が長期化となり、他職員の業務負担が増しているため、これらの対応と合わせて来年3月まで、4か月分の人件費として2節給料、3節職員手当等、4節共済費をそれぞれ増額するものです。事業2、障害者自立支援事業の12節委託料86万4千円の増額は、障害者福祉システムの一部改修に係る委託料で、更生医療及び育成医療に係る情報連携データが作成できるよう改修を行うもの。22節償還金利子及び割引料の障害者自立支援給付費負担金返還金155万8千円及び、障害児通所給付費負担金返還金108万1千円の増額は、いずれも令和6年度に交付された国、道負担金において、給付実績が交付額を下回ったため、過剰分を返還するものです。2目老人福祉費316万9千円の追加。事業1、日高中部広域連合負担事業の18節負担金補助及び交付金316万9千円の増額は、令和6年度の負担金精算に伴い、介護給付費の不足額を増額するもので、詳細は予算説明資料の11ページのとおりです。5目老人福祉施設費144万6千円の追加。事業1、高齢者共同生活施設管理運営費、保健福祉課介護予防Aの10節事業費7万1千円の増額は、退去された居室1部屋の壁紙張り替え等の修繕料。合せて、事業2、高齢者共同生活施設管理運営費、保健福祉課介護予防Bの10節需用費121万8千円の増額は、居室15部屋、食堂兼集会室等の照明をLED照明に交換するもの。17節備品購入費15万7千円の増額は、居室2部屋のストーブを更新するもので、詳細は予算説明資料の12ページのとおりです。24ページから25ページに移ります。6目社会福祉施設費75万円の追加。事業1、社会福祉施設管理費の10節需用費75万円の増額は、万世生活センター外9か所のガス警報器等の交換など集会施設の小破修繕に係るものです。26ページから27ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費223万1千円の追加。事業1、子ども子育て事業の18節負担金補助及び交付金222万5千円の増額は、私立の教育保育施設利用

者へ給付する施設型給付費について、対象児童数が1名増となったため不足額を増額するもので、詳細は予算説明資料の13ページのとおりです。22節償還金利子及び割引料の過年度分施設等利用給付費国費返還金4千円及び道費返還金2千円の増額は、いずれも令和6年度において交付された補助金額に対し、利用実績が下回ったため、過剰分を返還するものです。28ページから29ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費97万8000円の追加。事業1、伝染病予防接種の12節委託料97万8千円の増額は、本年度より定期接種化された帯状疱疹に係る予防接種について、経過措置に定める年齢区分を拡充し、65歳以上の全ての方を対象とするため接種委託料を増額するもので、詳細は予算説明資料の16ページのとおりです。3目環境衛生費、140万2千円の追加。事業1、その他環境衛生費の18節負担金補助及び交付金34万4千円の増額は、町内住宅等蜂の巣駆除補助金について、当初32個分の駆除費を予算計上していたところ、本年度は平年を大きく上回る駆除件数の申し込みを受け、不足額が生じる見込みから、過去5年間で駆除件数の最も多かった令和2年度、5年度の実績を勘案し、57個分の予算を増額するものです。事業2、合併処理浄化槽設置整備事業の18節負担金補助及び交付金105万8千円の増額は、予算措置をしていた5人槽2基のうち1基が定住分に変更、加えて、7人槽2基の増加によるもので、詳細は予算説明資料の15ページのとおりです。30ページから31ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費60万8千円の追加。事業1、農業支援員派遣事業の18節負担金補助及び交付金10万8千円の増額は、新規就農者募集イベントに同行いただく、新規就農者の旅費を計上するもので、詳細は予算説明資料の18ページのとおりです。事業2、農業振興事業補助金の18節負担金補助及び交付金50万円の増額は、農業後継者親元就農奨励金で、親元就農された子弟1名分を計上するもので、詳細は予算説明資料の19ページのとおりです。5目牧野管理費52万円の追加。事業1、預託牛管理費の10節需用費52万円の増額は、入牧頭数の増加に伴い、伝染病予防薬剤等の購入費を増額するもので、詳細は予算説明資料の20ページのとおりです。32ページから33ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費54万4千円の追加。事業1、有害鳥獣駆除対策事業の10節需用費54万4千円の増額は、ヒグマ出没時における注意喚起の看板作成及び対応職員の防除用品等を購入するもので、詳細は予算説明資料の21ページのとおりです。34ページから35ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費2818万9千円の追加。事業1、車両管理経費42万5千円の増額は、建設水道課が管理する公用車について、リース期間が満了となり買取を行うための費用で、11節役務費5万2千円は登録諸費用等に係る手数料、17節備品購入費36万3千円は残存価格での車両購入費、26節公課費1万円は自動車重量税です。事業2、町道維持補修費、建設水道課管理Aの11節役務費63万2千円の増額は、大型車両の通行に支障を来している明和前川林線の支障木を伐採するものです。事業3、町道維持補修費、建設水道課管理Bの10節需用費49万円の増額は、8月10日の豪雨により路肩及び路面の補修が必要となった新和的場伊藤線外1路

線の修繕を行うもので、詳細は予算説明資料の23ページのとおりです。事業4、緊急自然災害防止対策事業の14節工事請負費2664万2千円の増額は、美宇若園線泉若園浄水場地先排水路補修工事外2件に係る工事請負費で、詳細は予算説明資料24ページのとおりです。36ページから37ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費4840万5千円の追加。事業1、河川整備工事の10節需用費138万円の増額は、朝日川守矢地先の河床掘削及び8月10日の豪雨により河道が埋塞した岩清水2号川大宮地先の修繕を行うもので、詳細は予算説明資料25ページのとおりです。事業2、緊急自然災害防止対策事業の14節工事請負費4702万5千円の増額は、新冠5号川小学校地先護岸補修工事外1件に係る工事請負費で、詳細は予算説明資料26ページのとおりです。38ページから39ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費325万8千円の追加。事業1、公営住宅管理費の10節需用費325万8千円の増額は、経年劣化に伴う漏水等水回りの修繕9件、物置、雨漏り等外部修繕5件、室内電気スイッチ、天井等内部修繕4件、退去された空き室の内部修繕5件に係るものです。40ページから41ページに移ります。8款1項ともに消防費、1目常備消防費242万3千円の追加。事業1、日高中部消防組合負担金の18節負担金補助及び交付金242万3千円のうち、本部経費負担金23万4千円の増額は、人事異動及び標準報酬月額増額によるもの。支署経費負担金218万9千円の増額は、宿日直手当の改正に伴う増額分で175万2千円、大型免許受講委託料で39万円、死亡叙勲受章者1名に伴う報償費4万7千円をそれぞれ増額するものです。2目災害対策費25万3千円の追加。事業1、災害対策費の10節需用費25万3千円の増額は、7月30日のカムチャツカ半島付近の地震発生に係る津波警報に伴い、避難所を開設しましたが、避難住民に提供した備蓄食料の補充を行うもの。42ページから43ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費82万9千円の追加。事業1、学校教育振興補助の18節負担金補助及び交付金75万2千円の増額は、新冠中学校部活動の全道大会出場及び各種検定料等に対する補助金の増額で、詳細は予算説明資料28ページのとおりです。事業2、町立学校あり方検討委員会運営事業の7節報償費7万7千円の増額は、将来的に改築を控えている小・中学校の在り方について諮問を行うべく、委員会開催に係る報償費を計上するもので、詳細は予算説明資料29ページのとおりです。44ページから45ページに移ります。4項1目ともに認定こども園費17万4千円の追加。事業1、認定こども園ICT化推進事業17万4千円の増額は、認定こども園ド・レ・ミにおいて、保育教諭の事務時間、事務負担の軽減、省力化を図るため、備荒資金を活用し、園務事務支援システムを導入するもので、12節委託料15万2千円は導入に係る費用、17節備品購入費はパソコン等の購入費で、本年度の支払いは利息分のみとなっております。詳細は予算説明資料30ページのとおりです。46ページから47ページに移ります。5項社会教育費、2目レ・コード館事業推進費20万円の追加。事業1、レコードプラザ運営事業20万円の増額は、ミュージアム内に展示している蓄音機が故障したため修繕を行うもので、10節需用費5万7千円は修繕料。11節役務費14万3千円は蓄音機の輸

送運搬費になります。6目青年の家費259万3千円の減。事業1、青年の家運営費259万3千円の減額は、本年6月30日をもって廃止をした青年の家について、執行済み予算を除き減額するものです。48ページから49ページに移ります。6項保健体育費、2目体育施設費262万7千円の追加。事業1、判官館体育館運営費262万7千円の増額は、青年の家の廃止に伴い、体育館を体育施設費で管理することから予算科目を組み替えるもので、10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び貸借料にそれぞれ増額をするものです。

次に、歳入について説明をいたしますので、8ページから9ページをお開き願います。13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料2万7千円の減額は、青年の家の廃止に伴う財源の調整です。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金283万円の追加のうち、過年度分障害者医療費国庫負担金202万2千円の増額は、令和6年度の給付実績に基づき追加交付を受けるもの。施設型給付費国庫負担金80万8千円の増額は、私立の教育保育施設利用者へ給付する施設型給付費の増額に基づき交付されるもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3362万4千円の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、新冠町が実施する物価高騰対応家計応援特別給付金事業に充当するもの。2目民生費国庫補助金43万1千円の追加は、障害者福祉システムの一部改修に対するもの。3目衛生費国庫補助金31万6千円の追加は、合併処理浄化槽設置整備事業に対するもの。3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金35万5千円の追加は、マイナンバーカードと在留カードの一体化に向けた住居地等記録端末機器の購入費等及び人件費に対するもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金115万6千円の追加のうち、過年度分障害者医療費道費負担金44万8千円の増額は、令和6年度の給付実績に基づき追加交付を受けるもの。施設型給付費道負担金70万8千円の増額は、私立の教育保育施設利用者へ給付する施設型給付費の増額に基づき交付されるもの。3項道委託金、1目総務費道委託金123万2千円の追加は、指定統計調査に対して追加交付を受けるもの。10ページから11ページに移ります。16款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入712万円の追加は、新冠小学校旧校長、教頭住宅及び敷地の売払収入。17款1項ともに寄附金、2目指定寄附金1億399万9千円の追加のうち、ふるさとづくり事業指定寄附金1億円の増額は、ふるさと納税の実績見込みによるもの。ふるさと納税対象外分の399万9千円の増額は、法人2社からの寄附金です。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金692万6千円の追加は、歳入の財源不足を基金取崩しにより調整するもの。19款1項1目ともに繰越金4641万9千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するもの。20款諸収入、4項5目ともに雑入165万3千円の追加のうち、雇用保険個人負担分3千円の増額は、町民生活課配属の会計年度任用職員に係るもの。青年の家及び判官館体育館の街路灯使用負担金は、青年の家の廃止に伴う予算調整。日高中部広域連合前年度精算返還金165万円の増額は、令和6年度の負担金精算に伴い返還されるもの。21款1項ともに町債、4目土木債7360万円の

追加につきましては、4ページの地方債の補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上が議案第55号、令和7年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第31 議案第56号

○議長（氏家良美君） 日程第31、議案第56号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第56号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、このたびは1回目の補正となります。令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億94万3千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費94万8千円の追加。12節委託料94万8千円の増額は、後期高齢者医療事務支援システムの改修業務委託料で、こども家庭庁が子ども子育て支援制度を推進する財源を確保する仕組みとして、令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、医療保険者から支援給付金を徴収することとなるため、これに係るシステム改修を今年度から進めるものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金94万8千円の追加。2節子ども子育て支援事業費補助金94万8千円の増額は、歳出に計上した後期高齢者医療事務支援システムの改修業務に係る財源で、全額が補助対象となる見込みです。

以上が議案第56号、令和7年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1 時 3 4 分 閉議)